

令和4年度 和木町教育委員会 自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

教育施策効果を把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに住民に対する説明責任を果たす上で重要である。大項目について、地教行法に規定している点検・評価の対象となる教育委員会の権限に属する事務は、教育長に委任された事務を含むことから、「2 教育委員会が管理・執行する事務」と「3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に整理している。中項目については各市町村共通の事務と考えられる。小項目については必要に応じて設定している。評価は実現度を4段階評価で評価。

大項目	中項目	小項目	点検・評価
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	定例会を12回開催。
		②教育委員会会議の運営上の工夫	会議終了後に議題以外の教育上の諸問題や新しい情報について意見交換を行った。
	(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	○議事録の公開、広報・公聴活動の状況	ホームページに簡易な議事録を掲載。
		○教育委員会と事務局との連携	月1回開催している主管長会議や、事務局を含む各出先機関での朝礼等により連携する。
	(4)教育委員会と首長の連携	○教育委員会と首長との意見交換会の実施	月1回開催されている庁内会議に、教育長と事務局長及び園長が出席。平成27年度より首長部局長主催の総合教育会議に教育委員と教育長及び事務局長が出席。
	(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	県主催の教育委員会教育長・委員会議は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。市町村教育委員会研究協議会に5名参加。二市一町教育委員情報交換会は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。
2 教育委員会が管理・執行する事務	(2)教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること	②所管施設の訪問	コロナ感染対策を施したうえで、随時訪問を実施したが、十分な訪問回数が確保できていない。
		(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること	令和4年度和木町教育方針を策定し、主管長に周知指導し、関係者には冊子を送付し指導徹底した。
		(3)教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	条例:4件 規則:6件 細則:1件 要綱:6件 規定:1件 規程:2件 4月:和木町ICT教育推進基金管理運用規定、和木町奨学基金施行規則等の一部を改正する規則、和木町立和木こども園延長保育事業実施要綱等の一部を改正する告示、和木町立小中学校学校評議員設置要綱等の一部を改正する告示、和木町立学校職員勤務規程の一部を改正する訓令、和木町教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令 6月:和木町教育委員会の行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく告示の文の標準を定める規則、和木町家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出事業実施要綱 8月:和木町子育てのための施設等利用費の支給に関する規則の一部を改正する規則 9月:和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 11月:和木町中学校部活動改革推進協議会運営要綱 12月:和木町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則、和木町幼稚園免許更新支援事業補助金交付要綱を廃止する告示 1月:和木町立和木こども園管理運営規則の一部を改正する規則、和木町幼稚園免許更新支援事業補助金交付要綱を廃止する告示 2月:和木町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則、和木町子ども・子育て会議設置要綱の一部を改正する告示、和木町立和木こども園管理運営規則の一部を改正する規則 3月議会上程予定:和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
		(4)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること	令和4年度無し
		(5)教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関すること(県費負担教職員の任免を除く)	コミュニティセンターへの再任用職員の採用により、正規職員の事務局との兼任が解消された。こども園の保健師について、産休育休時は会計年度職員で対応していたが、保健相談センター保健師の中途退職のため、育休復職直後のこども園保健師が保健相談センターへ異動となり、引き続き会計年度職員で対応となった。
		(6)県費負担に係る校長の任免その他の人事の内申に関すること	令和4年4月の人事異動に際し、山口県教育委員会に職員の内申を行った結果、その意向が反映された。
		(7)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること	社会教育委員の委嘱(令和4年4月1日～令和5年3月31日)、地域学校協働活動推進員の委嘱(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 和木町中学校部活動改革推進協議会委員(令和5年1月1日～3月31日)
		(8)校長、教員その他研修の一般方針を定めること	小学校・中学校の特別研修に岡山大学佐藤教授を迎え実施した。中村学園大学山本朋弘教授を招いてICT研修を年3回実施した。(6/28 10/31 1/27) 和木町教職員研修会を3回実施した。(5/6 8/23 12/26)
		(9)和木町奨学基金条例による奨学生の決定に関すること	令和4年度申請者無し。
		(10)教科用図書の採択の決定に関すること	令和4年度無し。
		(11)文化財を指定し、又は指定を解除すること	令和4年度無し。
		(12)請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること	令和4年度無し。
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1)目標	「わきあいあいと学ぶ(アクティブ・ラーニング)学校教育の推進 ※(施策の柱 ② ③ ④)が対象	
		「緑の風薫る文化のまち和木町」を支える生涯学習環境の整備 ※(施策の柱 ③ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩)が対象	
		「尊師親愛生」の教育風土醸成の推進 ※(施策の柱 ① ⑤)が対象	
	(2)基本方針	地域の特色を生かし、学校・家庭・地域の教育機能の活性化と教育力の向上に努めます。 ※(施策の柱 ①)が対象	
		知・徳・体のバランスのとれた「未来に輝くたくましい和木っ子」を育成するために、学校教育活動の工夫・充実を努めます。 ※(施策の柱 ② ⑤)が対象	
		郷土の自然や歴史・文化にふれあう活動・体験を重視し、ふるさとを愛する心の育成に努めます。 ※(施策の柱 ⑨)が対象	
		生涯学習社会の構築を目指して、心豊かなコミュニティづくり・人づくりに努めます。 ※(施策の柱 ⑥)が対象	
		信頼関係を大切にし、尊師親愛生の精神の啓発と浸透を図ることができるように努めます。 ※(施策の柱 ⑤)が対象	
	(3)施策の柱	①地域の特性を生かした特色ある教育活動の工夫	
		②確かな学力を形成するための取組の工夫	
		③豊かな心を育むための取組の工夫	
④健やかな体を育成するための取組の工夫			
⑤教職員の資質を高めるための研修等の工夫			
⑥豊かな心を育む生涯学習の推進			
⑦心ふれあう社会教育の推進			
⑧活力ある町民の体力づくりの展開			
⑨地域文化の継承と創造			
⑩地域社会における人権教育の推進			
⑪和木学園構想の推進			

詳細は教育年報にて報告

総合評価

学識経験者の評価  
I 和木町教育委員会の活動  
「令和4年度和木町教育委員会の活動」の評価項目は適切であり、点検評価項目ごとに文言でも示されており、活動内容も分かる。  
II 和木町教育委員会が管理・執行する事務  
中項目・小項目(2)は適切に事務が執行されている。国・県・町の情勢に適切に対応している。教育委員会が管理・執行する事務内容については、和木町教育委員会規則(?)に記載されている。他の事務内容についても記載されているので、どの内容を点検するか、時には検討が必要がある。  
III 和木町教育方針 達成度評価  
学校教育分野においては全体的に評価が上がっている。教育委員会の指導の成果でもある。  
学校教育重点目標  
ICT機器の充実と有効活用の評価が高い。教職員研修の充実と子どもが楽しく学ぶ姿が想像できる。また、今後の社会変化に対応できる能力を身に付けることになる。町の教育投資が実を結びつつある。

小学校・中学校教育  
いじめ防止・不登校問題への取り組み体制がよくなっている。  
学校における人権推進上の努力点  
実践化を意識した指導の充実が図られている。人権が尊重される環境づくりに努めている。  
(社会教育)  
社会教育推進上の努力点  
5つの推進事業の内容評価が幾分か向上している。コロナ禍対策を配慮した上での、活動が増えるとともに充実したものと推察する。  
社会教育における人権教育上の努力点  
達成度評価の評価内容が刷新されている。事業の推進と活動の活性化に変化は必要であり、高く評価し、今後の成果に期待する。  
IV 願い  
今年度の評価を踏まえて、次年度の教育活動の充実発展に活用していただきたい。評価の形骸化にも陥らず配慮していただきたい。